

知っていますか？

障害者虐待防止法



平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。

この法律は、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

【障害者虐待の種類】

養護者による障害者虐待

障害者の世話や金銭管理をしている家族、親族、同居人などによる場合

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所の職員などによる場合

使用者による障害者虐待

障害者を雇用している事業主などによる場合

【虐待行為の種類】

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること

心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

放棄・放置 (ネグレクト)

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護を著しく怠ること

経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

障害者虐待に関する相談窓口

小豆島町障害者虐待防止センター（小豆島町健康づくり福祉課）

【住所】〒761-4492 小豆島町片城甲 44 番地 95 （小豆島町役場西館 1 階）

【TEL】0879-82-7038 【FAX】0879-82-1120